

重要事項説明書

(横浜市通所介護相当サービス)

利用者：_____様

事業所：リハビリデイサロンMIRAIplus_____

1 当事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	リハビリデイサロンMIRAIplus
所在地	神奈川県横浜市戸塚区品濃町550-5 東戸塚ビル3階
サービス種類	横浜市通所介護相当サービス
介護保険指定番号	1470503531 号
サービス提供地域	横浜市戸塚区全域、 横浜市保土ヶ谷区の一部地域（今井町、明神台、上星川1～3丁目、狩場町、川島町、権太坂1～3丁目、境木町、境木本町、西谷1・2丁目、初音ヶ丘、新桜ヶ丘1・2丁目、法泉1～3丁目、花見台、東川島町、藤塚町、仏向町、仏向西） 横浜市泉区の一部地域（池谷、岡津町、桂坂、白百合1～3丁目、新橋町、西が丘1～3丁目、弥生台、領家1～4丁目、中田東1～4丁目、緑園1～7丁目） 横浜市旭区の一部地域（市沢町、左近山、小高町、柏町、桐が作、三反田町、鶴ヶ峰1・2丁目、本宿町、万騎が原、西川島町、南本宿町、二俣川2丁目） 横浜市港南区の一部地域（笹下5～6丁目、下永谷1～6丁目、野庭町、日限山1～4丁目、丸山台1～4丁目、上永谷5・6丁目）

(2) 営業時間

月曜日～金曜日	9:00～17:00 1単位目：9:00～12:00 2単位目：13:45～16:45
定休日	土曜、日曜、祝日、8月13日～8月16日、12月30日～1月4日

(3) 職員体制

	常勤（専従）	常勤（兼務）	非常勤	計
管理者	0名	1名	0名	1名
生活相談員	1名	1名	0名	1名以上
機能訓練指導員	1名	2名	0名	3名以上
介護職員	2名	3名	3名	6名以上
看護師	0名	0名	2名	2名以上

(4) 当事業所の設備

定員：1単位目：20名、2単位目：20名

ホール：食堂兼機能訓練室（245.35㎡）、事務室、相談室、静養室

送迎車両：7台以上

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL：045-392-8817

担当者：管理者 赤岸 謙

受付時間：午前9:00～午後17:00

※苦情相談は国保連、各市町村でも行っています。

・神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課 TEL：045-329-3447

・はまふくコーポレーション TEL：045-263-8084 ・港南区高齢障害支援課 TEL:045-847-8495

・磯子区高齢障害支援課 TEL:045-750-2494 ・南区高齢障害支援課 TEL:045-341-1138

※横浜市以外の方は、当該市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

3 サービス内容

ご利用者の介護予防通所介護計画に沿って、お身体の状態に合わせたリハビリや、目標を達成するための機能訓練の提供、ご利用中に必要な介助（歩行誘導やトイレ介助等）、介護サービスに関する適切な助言を行っていきます。

4 利用料金

料金の支払方法

- (1) 原則として、預金口座引き落としとさせていただきます。毎月月末締めとし、翌月 20 日に引き落とされます。直接払いまたは銀行振り込みを希望される方はご相談ください。
- (2) 通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣または横浜市長が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割または 3 割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

- (3) 利用料金（1 ヶ月）

介護度	単位数	○	本人負担額		内容
要支援1/要支援2 事業対象者	1798 単位		利用者負担 1 割	¥1,928	事業対象者、要支援1/要支援2（週1回程度）の1ヶ月あたりの利用料金
			利用者負担 2 割	¥3,855	
			利用者負担 3 割	¥5,783	
要支援2 事業対象者	3621 単位		利用者負担 1 割	¥3,882	事業対象者、要支援2（週2回程度）の1ヶ月あたりの利用料金
			利用者負担 2 割	¥7,764	
			利用者負担 3 割	¥11,646	

加算額

加算名称	単位数	○	本人負担額	内容
科学的介護 推進体制加算 ※月に1度算定	40 単位		負担割合 1 割：¥43	国のデータベースへ通所されている方のお身体の状態や訓練内容等の情報を提出。提出した内容に対するフィードバックを受け、その内容を訓練やサービスへと反映することで生じる加算。
			負担割合 2 割：¥86	
			負担割合 3 割：¥129	

処遇改善加算

加算名称	計算方法	内容
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ロ	月額利用料に 11.8% を乗じた額	職場環境の改善を行った事業所に対して、介護職員の賃金を上げるための加算です。

●運営規定で定められた「その他の費用」

オムツ・リハビリパンツ等	¥100	通常はご持参いただくようお願いいたします。
--------------	------	-----------------------

尿取りパット代	¥50	通常はお持ちいただくようお願いします。
教養娯楽費	実費	制作訓練参加時にかかる費用となります。
キャンセル料	無料	事前の予定はなるべく早く連絡いただくようお願いします。
実施地域外の送迎費用	無料	実施地域外の送迎に係る交通費は徴収致しません。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

横浜市通所介護相当サービスと同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、担当ケアマネジャーにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、担当ケアマネジャーへご報告いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・第1号通所事業による事業対象から外れてしまった場合。
※条件を変更して再度契約をすることができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・当事業所が破産した場合は、ご利用者様に文書で通知することで、即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合は、事業者が文書で通知することで、当事業所におけるサービスの提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ・ご利用者様やご家族様などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、事業者が文書で通知することで、当事業所におけるサービスの提供を即座に終了させていただく場合があります。
※以上の場合は、担当ケアマネジャーへの報告をさせていただきます。

⑤ その他

- ・ご利用者様に、病気・怪我などで健康上に問題がある場合は、当事業所におけるサービスのご利用をお断りする場合があります。
- ・当事業所における当日の健康チェックにおいて、ご利用者様の診断結果が悪い場合、サービス内容の変更、または、サービスの提供を中止する場合があります。
- ・当事業所のサービス利用中に、ご利用者様の体調が悪くなった場合、サービス提供を中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に悪影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。ご利用者様の疾患（感染症）が治癒するまで、当事業所におけるサービスのご利用はお断りさせていただきます。

- ・サービスのご利用時は、多額の金銭・貴重品類は持参しないでください。また、事業所内外での持ち物（杖・眼鏡・補聴器・財布・金銭・貴金属等）の管理につきましては自己管理となっております。尚、紛失の際には一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
 - ・ご利用者様間での金銭の貸し借り・物品の貸し借り・食べ物のやりとりはご遠慮ください。
 - ・当事業所の施設内では、政治活動・宗教活動・物品の販売などの行為は、禁止させていただきます。
- ※以上の場合は、担当ケアマネジャーへの報告をさせていただきます。

6 緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあつた場合は、事前の打ち合わせにより、協力医療機関又は主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

7 事故発生時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に事故が発生した場合は、関係各位に連絡するとともに、賠償すべき事故の場合、当事業所はご利用者様に対して賠償責任を負うものとします。

8 秘密保持

- （１） 事業者、および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- （２） 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
事業者は、従業員であつた者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を記載した、雇用契約を締結するものとする。
- （３） 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者および家族の個人情報サービスを担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

9 非常災害対策

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行います。

10 その他運営についての重要事項

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年2回

11 衛生管理

- （１） 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲料に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずる。
- （２） 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者者に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において従業者者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

12 第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ・ 無

直近実施日	年 月 日
評価機関	
評価結果の開示状況	

【会社の概要】

社 名 株式会社みらいplus
資本金 100 万円
設 立 2026 年 5 月 24 日
所在地 神奈川県横浜市磯子区洋光台 4-13-26

【事業内容】

介護保険法に基づく居宅サービス事業／介護保険法に基づく居宅介護支援事業／介護保険法に基づく介護予防サービス事業／介護保険法に基づく日常生活支援事業／介護保険法に基づく第 1 号通所事業／建設工事業／前各号に附帯し、又は関連する事業

説明日 令和 年 月 日

説明者

上記内容の説明を行い、同意をいただき交付しました。

同意日 令和 年 月 日

上記内容の説明を受け、同意し、交付を受けました。

【ご利用者】住 所

氏 名 _____ 印

【代理人】住 所

氏 名 _____ 印（続
柄 ）